

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ  
(ピンボールの伝説)

令和 5 年 10 月 31 日にサービスを終了する「ピンボールの伝説」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

**1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号**

網易娛樂株式会社

**2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類**

ダイヤモンド (ピンボールの伝説)

※有償発行分に限りません。

**3. 払戻しの申出期間**

令和 5 年 11 月 1 日 (水曜日) 午前 0 時 00 分から令和 6 年 2 月 1 日 (木曜日) 午前 0 時 00 分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

**4. 払戻しに関する問い合わせ先**

カスタマーサービス窓口

yuyixiang112@gmail.com

令和 5 年 10 月 31 日

東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

網易娛樂株式会社